○国土交通省告示第八百九十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年七月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｓ－８号	居住区域内に設ける隔壁の材料（遮音戸）	ＳＨＩＮＫＯＨ　13Ｂ＿Ｇ32Ｐ＿1	シンコウ株式会社	東京都品川区南品川三丁目2番7号
第Ｓ－９号	〃	ＳＨＩＮＫＯＨ　13Ｂ＿Ｇ32Ｐ＿2	〃	〃

○環境省告示第百二号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成二十一年法律第八十一号）第十七条第三項の規定に基づき、指定支給法人から住所及び事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十七年七月三十日

環境大臣　望月　義夫

名称	変更前の住所及び事務所の所在地	変更後の住所及び事務所の所在地	変更年月日
一般財団法人水俣病被害者救済支援財団	熊本県水俣市浜松町五番九十八号	熊本県水俣市昭和町一丁目一番一号	平成二十七年八月一日

○近畿厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十七年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月三十日

近畿厚生局長　丸山　浩

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人国立循環器病研究センター	国立研究開発法人国立循環器病研究センター	大阪府吹田市藤白台五丁目七番一号

○北陸地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二四四四番一から同町大字藤寄字杉谷内二四六〇番一まで	前	三七・〇五～六二・五八メートル	〇・〇一九キロメートル
	後	四九・六三～七五・二三メートル	〇・〇一九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	北蒲原郡聖籠町大字藤寄字杉谷内二二九三番から同町大字藤寄字杉谷内二四四四番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月三十日

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東広島市八本松町大字飯田字大山一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	九・五〇～一八〇・〇〇メートル	四三・四八六キロメートル	上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	Ｂ	六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
	Ａ	一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	六・〇一〇	
	Ｃ	九・五〇～一八〇・〇〇〇	四三・四八六	
	Ｂ	六・八九～二二五・〇〇〇	一八・七三四	
	Ａ	一〇・〇〇～一二〇・〇〇〇	六・〇一〇	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月三十日

中国地方整備局長　尾藤　勇

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	広島市安芸区船越南五丁目二六一七番一地内	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年七月三十日

○九州地方整備局告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月三十日

九州地方整備局長　金尾　健司

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　日田都市計画道路事業三・五・十九号銭渕大宮線及び三・五・十一号日高石井線

三　事業施行期間　自平成二十七年七月三十日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大分県日田市大字高瀬字今市、字銭渕、字越原、字深町、字小柳、字桑釣、字モフタリ、字シテ、字横枕及び字竹ノ下地内

使用の部分　なし